

子どもの権利条約



イラスト／土田義晴

(目次)

特集：子どもの権利条約フォーラム'97	
地域からの子どもの権利 実現に向けて……………	1
親子でつくる「キャンプ」……………	5
子どもが創る児童館「ゆう杉並」……………	5
北海道「こどもの意見表明 フォーラム」開催……………	6
NGOが国連・子どもの権利 委員会で意見表明……………	7
3つのNGOレポート刊行……………	8

地域からの子どもの 権利実現に向けて

—— 子どもの権利条約フォーラム'97 in 神奈川 ——

オーピングで民族舞踊を披露する
川崎市立桜本中学校の生徒



フォーラムを支えた人たち



五回目にあたる今年のフォーラムは、十一月二・三日、川崎市国際交流センターで、約五〇〇人の参加を得て行われた。「地域からの子どもの権利実現」がメインテーマ。神奈川県国際交流センターとの共催のもと、ユニセフ駐日事務所のほか、川崎市・横浜市・神奈川県、および各教育委員会、川崎市国際交流センターの後援と協力のもと、川崎市・神奈川県という地域を意識した新たなフォーラムのあり方を模索しながらの開催であった。多彩な企画内容で、条約の実施や子どもの権利の保障などについて交流でき、大成功を納めた。

企画から運営まで子どもたちの手で

子どもアクション広場

子どもアクション広場では、子どもたちの企画・進行で約七〇名の参加者のもと、子ども参加などの広範な話題を七つのグループに分かれて話し合った。

今回の参加団体は、①福岡子ども会議②青森子どもの国保育園ちび助ラン



地域から条約の実施をすめようと
活発な意見交換が行われる

ド共和国トーキングキッズ③東京ジュリー④私服通学をしている子ども⑤川西市子どもの人権フォーラム⑥横浜国立桜本中学⑦けいじばん⑧あびのペーじ

まず、子ども団体からの活動紹介をしてもいい、その次に子どもと大人を含めた自己紹介をしながらのビンゴゲームを行った。グループ討論は、内容を子どもたちと参加者の自由として、約一時間にわたって行った。

今回の特色は、企画から運営まで子

多くの可能性を持つ自治体での条約実施

シンポジウム「地域からの子どもの権利実現」

シンポジウムは、日本教育法学会の条約研究特別委員会のメンバーであり、子どもの人権連「自治体で取り組む子どもの権利条約」(明石書店)を取りまとめた荒牧重人さんのコーディネートで進められた。

川崎市教育委員会の小宮山健治さんは、「子どもの権利ってなに?」というパンフレットの作成をはじめとする条約広報の経験から、子どもの権利観が大切なこと、関係者の英知と組織を生かすことなどを具体的に説明した。そ

どもたちがやったということである。子どもどうしの情報誌「けいじばん?」の子どもたちと、神奈川県川崎市でさまざまな問題に取り組んでいる「川崎子ども・夢・共和国」の子どもたちの八人が中心。子どもたちは、この企画のために集まったのでおたがいに慣れないこともあり、また、子どもたちはおたがいの家が遠いことや、みんな部活などで忙しいこともあって、四苦八苦しながら企画していった。子どもたちは自分達の意見をもとに子どもアクション広場を成功させてくれた。これからのフォーラムでも、さらに子どもが参加できる方法を模索していくべきだろう。

して、子ども議会の開催、子どもの会議等の地域でのネットワーク、子ども

多彩な報告 活発な討論

第一分科会

子どもが参加する学校

チャイムがない。入学式・卒業式・

の人権集会へと、子どもの意見表明・参加について行政が行いうる取り組みを次々と進めた。当事者不在の行政はもうだめであることを強調した。

川西市教育委員会の吉永省三さんは、いじめ問題をきっかけにして子どもの人権の具体的取り組みが始まり、子どもの実態調査、電話相談、おとなや中学のための「人権ハンドブック」の作成、子どもの人権フォーラムの開催など行ってきた。また、「子どもの人権と教育についての提言」を受けて、今「子どもの人権オンブスパーソン条例」の制定が進められていることについてもふれた。

子どもの人権専門委員として活躍されている平清太郎さんは、委員活動の周知、ホットラインの設置、キャンプなどの自然体験、学校訪問、さらには日野市子どもの人権協議会など、その主な活動を紹介しつつ、率直に行政の取り組みの弱さを指摘した。そして、子どもが安心して「助けて」とアセスできるオンブスパーソンなどの組織を全国に作っていかうと呼びかけた。

体育祭・修学旅行などの学校行事もすべて生徒たちが決め運営する。北海道士幌町中央中学校の取り組みは何度聞いても驚き、学ぶことが多い。司会・福田博行さん(杉並東田中)、コメントライター・尾木直樹さん(教育評論

家)のもと、土幌中央中の生徒の猪又智子さん、岡部翔太さん、卒業生の石橋遣一さん、教師の小泉真志さんと田真也さん。彼らが語る、子どもの参加する学校づくりの成果を広く知らせたいと思う。

分科会紹介

先生から民主主義を教わりました

—NHK総合テレビで—

「先生から何を教わったの」

「先生から民主主義を教わりました」
「親や先生とわたりあうのはたいへんじゃない」

「ぼくたちを信じてくれました」

第一分科会における土幌町中央中学校生徒の報告が、二月六日(金)午後一時五分～二時に放送されたNHK総合テレビの「スタジオパーク」という番組の中で紹介された。約八分間、フォーラム当日参加された小宮山洋子解説委員の説明で、NGOから子どもの権利委員会に提出された三つの報告書の紹介の後、土幌の生徒の生き生きとした活動や生徒参加の実践について当日の写真を見せて語られた。また、司会者による同校の「生徒憲章」の朗読も行われた。冒頭の言葉は、小宮山さんがとっても感動した生徒の発言だという。全国ネットで、フォーラムがこのように紹介されたのは始めてのことである。(ビデオテープはネットワークで保管)

第二分科会

地域社会への子どもも参加

学校以外での自分を表現できる場所。そうした自分の居場所を求めて活動している、神奈川ふれあい子どもサミット(子ども主導で本音を語る場を求め一〇カ所でのブロック会議からサミットまで子ども主導で実施)、「川崎子ども・夢・共和国」(一九九四年に開催された「川崎子ども議会」を発出として「子どものための「まちづくり」」を目標として今年九月に結成)、「KEN」を



自分にとっての居場所とは？

(子どもの権利条約をすすめる町田の会内で条約の創作劇などを行っていた中学生が中心となって四月に結成)に参加する子どもたちの報告をもとに、田辺裕子さん(中野区福祉部事業課長)、「菅源太郎さん(CRCネット)の司会で分科会が行われた。

活動紹介の他、子どもの参加を求めている大人と子どもの意識の違い、現在の学校の在り方(学校が本当に子どもの居場所なのか)など「子どもの参加」の根幹を、子どもと大人がともに考えさせられる分科会であった。

第三分科会

多文化共生社会に向けて

この分科会では、いろいろな文化を持つ子どもたちがお互いに尊重される社会づくりを考えた(司会は高校教師の山本重耳さん)。ふれあい館の三浦知人さんは在日韓朝鮮人だけではなく日本人などいろいろな人、子どもから高齢者まで集いふれあう場を設けていること、ソナの会の北村眞佐子さんはマイノリティの子どもたちに対し、多様な支援を行っていること、レッツ国際ボランティア交流会の小倉敬子さんは帰国子女や外国籍の子どもたちが住み良い社会を作るため草の根の交流をしていること、などについて語った。その後、在日および滞日の若者や帰国子女からの話を聞いた。日本人・日本人の排他的傾向が指摘され、日本人

は多文化共生社会のなかで生きる実力を身につける必要があることが確認された。

第四分科会

少年法と子どもの人権

少年非行の現状を分析した上で、神戸須磨区で起こった衝撃的な事件を通して見えてくる少年法をめぐる問題を検討した。司会は吉峯康博弁護士、報告者は、研究者の後藤弘子さん、寺中誠さん、全司法の網野利夫さん、フリーライター藤井誠二さん、と多彩なメンバー。少年の適切な取り調べとは、なぜ少年司法手続きは非公開なのか、少年鑑別所は何のための施設か、マスコミ報道のあり方は、被害者やその家族の救済はどうすればよいのか、少年法の改正は必要なのかなど、さまざまな問題が提起され、活発な討論が行われた。神戸の事件の分析も少年法改正論議も、事実に基づき冷静に進められる必要がある。

第五分科会

子どもとおとなの「居場所」づくり

この分科会は、「たまりば」の西野博行さんのコーディネートで、さまざまな居場所づくりに取り組んでいる人たちから、自分にとっての居場所とは？を含む報告があった。地球座の島根三

枝子さん、BAKUの会の三宮麻里さん、けいじばんの勝本浩司さん、近田賢吾さん、東京シユーレの朝倉景樹さん、石井志昂さん、たまりばの井出晴巳さん、本間由美子さんたちの取り組みは現実に根ざしている。この分科会は参加者の居場所にもしようとして自由に飲食しながら、話し合いが進められた。居場所とは場所や器ではなく、そこだけでいいものがないやうか、居心地の良さが大切であることなどが確認された。

第六分科会

日本政府報告書と
市民からの条約検証



子どものアドボカシーについてわかりやすく説明するフィンレイさん

この分科会では、条約の実施状況の市民レベルでの検証を、委員会での報告審査との関わりも含めてどのように進めていくかについて報告と議論を行った(司会/荒牧重人さん)。まず平野裕二さんが、委員会の作業方法やその位置づけについて、日本の報告審査との関わりも踏まえながら報告。とくに、市民・NGOがさまざまな面で役割を果たしていくことの重要性が強調された。次に、松倉聡史さん(旭川大学)が、北海道教職員組合教育政策調査研究室による「子どもの権利条約と権利保障に関する実態調査」について報告(詳細は本誌第三四号参照)。綿密なクロス分析も含めた解析作業により、学校現場での条約実施の実態や課題が浮かび上がった。もっとさまざまな分野でこのような調査がすすめられる必要がある。

第七分科会

世界の子どもの権利
— カナダの子ども救済制度

この分科会では、カナダのオンタリオ州で子どもの権利擁護を目的とした活動を行なっている「子ども家庭サービス・アドボカシー事務所」所長のジュディ・フィンレイさんより、その活動状況等について報告を受けた(司会/大河内秀人さん、通訳/菊地幸工さん)。福祉サービスを受けている(受けようとしている)子どもや家族、あるいは何らかの施設に入っている子どもは誰

でも同事務所に電話し、相談することができる。子どもの意見表明を軸に据え、公的機関でありながら政府からは独立して活動している同事務所の姿勢に強い関心が集まった。同時に、問題が生じるたびに同事務所の権限を拡大し、自己チェックを強化してきたオンタリオ州政府の対応にも感心させられる(月刊子ども論)九八年一月号を参照。

第八分科会

子どもの権利条約
入門ワークショップ

フォーラム恒例の入門ワークショップで、講師は栗本敦子さん(国際子どもセンター)。

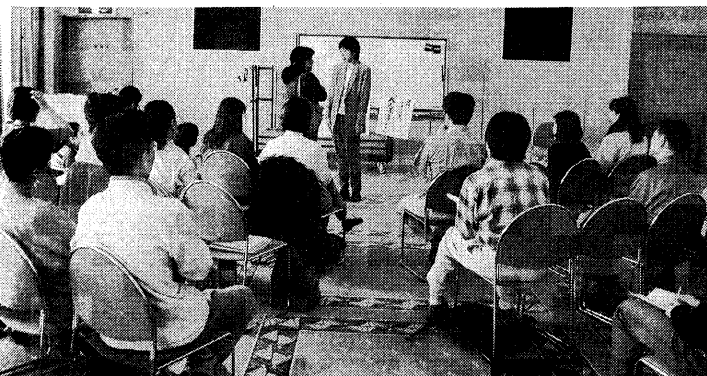
「権利、権利ってそんな主張する前に義務をはたさんと」「子どもの権利いうても、ワガママとはきちがえん」と「条約って、かわいそうな国の子どもたちのためのものとちがうねん」こんな声があることに對して、栗本さんの優しい関西弁に参加者はリラックスし楽しみながら、条約の基本的な意味を学んでいった。このようなワークショップは条約学習の方法として非常に有用であらう。

第九分科会

CAPワークショップ

今回のフォーラムでは、子どもがい

じめ・誘拐・性暴力から自分を守るためのプログラムであるCAPのワークショップを初めて行った。子ども向けでは、子どもは安心する権利、自信を持つ権利、自由に行動する権利という三つの大切な権利を持っている。その権利を奪われないためにも、いやというこ、逃げるこ。友達に助けてもらうこ、おとなに相談することなどを学んだ。おとな向けでは、参加者が小学三年生になったつもりで、子どもが暴力に立ち向かっていけるように働きかけるためには、おとな自身が自分を大切にできているかを再確認することの大切さを学んだ。



「こうして自分を守るのよ」とCAPのワークショップ

親子でつくる「キャンプ」

第3回学習講座 (10/18)

土屋 恵子 (元藤沢YMCA運営委員)
土屋 敦 (フリーライター)

「藤沢家族キャンプ」は、八一年に神奈川県藤沢市の藤沢YMCAの特別プログラムとして始まり、八四年、YMCAから「独立」して参加者が自主運営する形で九一年まで続いた。

このキャンプにおいて特徴的なのは、事前に参加者が集まる三回程度の準備会での話し合いで、キャンプで何をするか、すべてが決まることだろう。子どもたちもちろん発言できるし、むしろ、積極的な発言が求められる。そして、その意見が取り入れられると、今度はその責任者にされ、大人の手助けのもと、事前の準備等をしなくてはならなくなる。自分の意見がキャンプそのものに反映されて行くと同時に、すべてが自分の目に見える形で決まて行くわけだ。

キャンプのスケジュールについては、自由時間が非常に多く、実際に何をするかは、当日、現場で決めることがとても多かった。小学生時から参加していた男の子は、この発表に先立って行ったアンケートに答えて「それぞれの感覚でキャンプを形づくっていく(中略)イメージが強かった」と返答しているが、それもこのような運営方法を指していることだろう。

このような家族キャンプの形態につ

いての発表の後、児童館で働いておられる女性から、ご自身の体験に基づく質問がなされた。少々乱暴にまとめると、次のようになる。

一、子どもたちに自由に遊ばせて事故が起きた場合、その責任の問題をどう明確にするのか。

二、子どもたちの積極性に期待し、自由になかさをせよとしても、子どもたちの反応がよくないという現状があるが、それをどうすべきか。

残念ながらその両方について、家族キャンプは解決となるような答えを提示することはできていない。

まず第一の質問についてだが、家族キャンプでは、子どもの親が参加し、共同の責任者となるため、主催者側が一方的に責任を負わされることもなく、それゆえ自由な活動が保証された。しかし、日常において、事故の責任をどのように処理するかは解決にはなっていない。

さらに二つ目の点については、より悲観的な答えしかだせない。

九一年を最後に家族キャンプが中断したが、その一因は、キャンプ自体が当初のコンセプトから離れ、いわゆる管理志向となっていたことにある。これは、なにも「管理する側」の大

人たちのみが変わったためではない。意外なことに、九〇年頃のキャンプでは、子どもたち側から出された要望の中で、「事前に何をするか決めて、自由時間を減らして欲しい」との声が非常に目立つようになっていたのである。主体性を発揮しろ、と大人が押し付

子どもが創る児童館「ゆう杉並」

勝本 浩司 (けいじばん? 編集代表)

子ども自身が運営する児童館「ゆう杉並」が今年の九月にスタートした。

杉並区では、この杉並区立児童青少年センター「ゆう杉並」建設に先立って、一九九四年から総合児童センター建設中高中生委員会(仮称)を組織した。委員会は、子ども自身で自主的に運営され、自分達で報告書を作る、児童館の職員にアンケートを配る、などの活動を行っていった。この子どもたちの活動が認められ、子どもたちの自主設計を基に建設に入った。

開館時間は、午前九時から午後九時まで(日曜・祝日は午後五時)。利用時間については、子どもたちが自主的に帰宅時間を決めていて、小学生は五時中学生は七時、高校生は九時になっている。私が「もう少し遅くまで使いたい」という意見はないのですか?と質問をしたところ、子どもからの意見は出ていないようである。利用可能な施設には、スタジオ、ミキシングルーム、集会室、工芸・調理

けたところで、子どもたちがそれに応ずるかどうかはわからない。子どもたちの主体的な動きがどこへ向かっているのかを見極め、それをどんな形でフォローして行くべきか、考える必要があるのかもしれない。

室、体育館、ホールがある。利用には、個人利用の場合は、カラオケ等の機器類を利用する場合を除き登録の必要無し、また、スタジオなどを利用する場合には、使用方法の講習を受けた上で団体登録をする必要がある。

現在の子ども利用者数は、一日に約二六〇〜三〇〇名。

現在の運営は、子どもの児童青少年センター運営委員会と大人の職員によって行われている。この運営委員会は公募され、開館前の八月から組織された。運営委員会の活動は自主的に、①諸規則・ルールに関する②講座などの事業に関する③自分達で考える自主企画事業について行われている。現在の運営委員会の活動は、このセンターを知らせていくことが中心のようである。また、いろいろな中学生や高校生の意見を聞こうと、フリーノートや公聴箱を作るなどの活動も行っている。

北海道で「こどもの意見表明」フォーラム開催 子どもが自由に意見をいう

林 大介 (大学生)

参加者の半数が子ども

一月三日(日)「北海道こどもが意見表明するフォーラム」(主催：北海道子ども学会・札幌大通ライオンズクラブ、後援：北海道新聞社・北海道教育委員会・札幌市教育委員会)が、北海道新聞社にて開催された。「狭い人間関係の中で交流することが多い現在の子どもたちに、自由に話し合ったり、会議やフォーラムの形態で討議する場とチャンス」という目的のもと、北海道各地からそれぞれ五〇名を超える子ども(ほとんどが高校生)と大人、併せて約一〇〇名が参加して行われた。

活発な意見交流

当日は、午前(一〇・〇〇～一二・〇〇)は四つのグループに分かれてのディスカッション、午後(一二・一五～一六・〇〇)は数人のパネラーの発言をうけてのフォーラム、という二部形式で進められた。また会場の一角では、CRCネットでもお馴染みのフリースクール「さとぼろ」による権利条約に関するパネル展示も行われた。

午前中のグループディスカッションでは、それぞれのグループ(受付時にグループ分けをした)にボランティアの大学生が司会・進行役として配置され、勉強・体罰・校則・茶髪・友達といったキーワードを基にして話し合いがされた。「校則は先生のえこひいきの上に成り立っている」「大人がよく言う「高校生らしい」とはどういうことか」「生徒会役員としては、(女子高生の間で)指定カバンがはやっていてから生徒の考えがつかみづらい」といった意見が活発に出され、校則が厳しい学校や緩い学校など、日頃ほとんど交流のない学校が互いの情報を知ることができ、それぞれ刺激を受けたようだった。

子どもの声を聞く

午後のフォーラムでは、始めにパネラー(ボランティア活動をしている子生徒会役員、道立高校新聞部前局長など六人)がそれぞれの活動紹介や提言を行い、それを受けての意見交換を会場とともに行った。司会を当初は大人(子ども学会常任理事)が行っていた

のに途中からはパネラー自らが行うなど、参加していて楽しめるものであった。

今回このフォーラムが開催された背景には、一九九六年六月に設立された「北海道子ども学会」の存在が挙げられる。この学会は「子どもや親の悩み、苦しみに暖かく応え、その喜びを共有し、応援していける幅広い研究と討論の場を目指して」(設立の趣旨より)設立されたもので、大学関係者、医師、保育施設職員、児童相談所所長など、子どもに関わる幅広い層によって構成されており、すでに二回の研究大会を行っている。しかし、これまではそれぞれの現場からの報告が主で、子どもの生の声を聞く場がほとんどなかったことから、今回初めてこのようなフォーラムを開催することとなったようである。

少し子どもの視点を

参加して感じたこととして、フォーラムの目的が抽象的すぎる、ということが挙げられる。フォーラムの運営に子どもが参加していなかったからか、

当日参加した子ども自身何を話したらいいのか戸惑い、全体的に単なる現状批判に終始してしまっていたが、もう少し子どもの視点を大切にして、(特に北海道において)子どもが何を求めているのかを丁寧に探ることが必要だったと感じた。また、札幌市内に「五つものフリースクールが存在することを考えても、午後のディスカッションのパネラーには、いわゆる不登校の子を選ぶなど、多様な子どもの声に耳を傾けられるようにしたほうがよかったのではないかと思った。

各地でも同様の取り組みを

子どもの意見表明の場を保障することは重要なことではあるが、どのようにして保障し活かしていくのか、子ども自身が行動しやすい活動とはどのようなものか、といったことを考えさせられた一日であった。こうした活動が試行錯誤されながらも今後各地で取り組まれていくことを期待したい。

NGOが 国連・子どもの 権利委員会で意見表明

平野 裕二

予備審査開かる

一九九七年十月十四日(火)午前十時から午後一時にかけて、国連・子どもの権利委員会の会期前作業部会において、日本の政府報告書の予備審査が行われた。これは、ユニセフ(国連児童基金)、ILO(国際労働機関)、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、WHO(世界保健機構)といった国際専門機関や、その国のNGO(非政府組織)からの情報を参照しながら締約国報告書の分析を行ない、三十一・四十五問からなる締約国に対する事前質問票を作成するための機会である。

INGOのNGOレポート

委員会に対して日本のNGOから提出された主要なレポートとしては、次の三つがある(8ページ参照)。
*子どもの人権連/反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)『子どもの権利条約日本の課題95』(労働教育センター)
*日本弁護士連合会『問われる子どもの人権』(こうち書房)
*子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会(つくる会)『豊かな国日本社会における子ども期の喪失』(花伝社)

子どもの権利条約ネットワークは、このうち人権連/IMADR-JCと「つくる会」の二つのNGOレポート

に対し、子どもの意見表明や参加の問題に絞ったレポートを提出して内容面での貢献を行なっている。日本のNGOと国連人権機構のこれまでの関係を踏まえれば、このようにNGOレポートが三本に集約されたのは大きな前進である。

会期前作業部会には、この三団体の代表が招かれ、三・六人ずつ出席した。ネットワーク関係では、平野裕二と荒牧重人が人権連/IMADR-JC枠で参加している。

NGOが意見表明

三団体は、それぞれプレゼンテーション用の文書を委員会に提出するとともに、約十五分ずつ口頭でプレゼンテーションを行なった。ただし、時間的な問題から文書のすべてを読み上げることはできず、また他団体と内容が過剰に重複することは避ける必要がある点については相互に合意ができていたため、三団体で分野ごとに役割分担を行なった。会期前作業部会のあと、午後二時半ごろまで委員との会食の機会を持つこともできた。

追加質問が政府へ

会期前作業部会是非公式を前提としているため、国際専門機関の発言内容や委員との質疑応答について、詳細をここで記すことはできない。ただ、従来の委員会の対応を見ても、ここで提

出されたNGOからの情報を委員会が積極的に参照し、審査の参考にすることは確実である。

この予備審査をもとに作成された事前質問票はすでに外務省に到着しており、政府はそれに対する文書回答を作成して本審査に臨まなければならない。本審査は、一九九八年五月六月に開かれる第十八会期に予定されている。具体的な審査日程はまだ決まっていない(審査予定国のリストでは日本が筆頭に挙げられているが、これは提出順に過ぎず、日程調整は一月以降に行なわれる)。

INGOの今後の課題

委員会の事前質問票に対する文書回答をいかに民主的に、かつ誠実な内容のものとして作成させるかが、NGOの第一の課題である。第二に、本審査の場で委員からの質問に的確に答えることができるよう、主要管庁の実務担当者や網羅した適切な代表団を派遣するようにも働きかけなければならない。第三に、文書回答の内容や今後の情勢の変化も踏まえて、追加情報を委員会に提供していく必要がある。第四に、本審査が終わったあとのフォローアップをどうしていくかについても、いままから視野に入れておく必要がある。報告審査がいかに有効なものになるかは、結局のところNGOにかかっているのである。

子どもの権利条約 日本の課題 95



編者 子どもの人権「反差別国際連動日本委員会」

「豊かな国」日本社会における 子ども期の喪失

子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会編

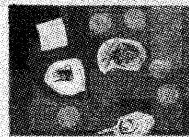


子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会編

子どもの権利条約・日弁連レポート

問われる 子どもの人権

子どもの権利条約に基づく
第1回日本政府報告に関する
日本弁護士連合会の報告書



A REPORT ON THE IMPLEMENTATION
IN JAPAN
OF THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF
THE CHILD

日本弁護士連合会

条約の実施状況を検証する

——三つのNGOレポート刊行——

日本における条約の実施状況について形式的で表面的な政府報告書に対して、主要なNGOレポートがあいついで出版された。これらのNGOレポートは、子どもの権利条約フォーラムが呼びかけている、条約実施状況の「市民レベルの検証」の素材として非常に有益である。

日弁連「問われる子どもの人権」（こうち書房）は、弁護士活動の成果がよく反映されている。子どもの人権にかかわる相談・救済活動等の経験に基づき、具体的な事実を浮き彫りにする内容になっている。

子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会「豊かな国」日本社会における子ども期の

第2回 子どもの権利条約学習講座

「区民参加においては、権利の主体としての子どもの参加と意見表明の機会が保障されるよう配慮されなければならない」——これは、中野区で今年三月二十六日に公布された「教育行政における区民参加に関する条例」の一部分です。今回の学習講座では、この条例の制定の背景や内容そしてその実施などについて、中野区の職員からのお話を受けて、自治体における子ども参加を考えていきます。

日 時 一九九八年一月三〇日（金）

午後六時三〇分～九時

場 所 中野区勤労福祉会館会議室

TEL 338016941

主な内容 「中野区の教育行政区民参加

条例をめぐって」

中野区教育委員会の職員

『子どもの権利条約』No.35 1997年12月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月・金曜日/午後1時～午後6時）

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 株式会社第一印刷

季刊教育法

110号

2000円

教育基本法50年

憲法 中村純男 教育基本法 成嶋隆 児童福祉法
田村和之 文部省設置法 前田早苗 教育職員免許法
土屋基昭 国立学校設置法 戸波江二 社会教育法
鈴木真理 博物館法 大堀哲 私立学助成関係法 櫻井敬子
義務教育費国庫負担法 三輪定憲 へき地教育振興法
小島寿孝 政治的中立確保法 飯田仰 学校給食法・
日本学校給食会法 新村洋史 地方教育行政の組織及び運営に
関する法律 内野正幸 学校保健法 竹内敬子 スポーツ
振興法 小笠原正 国立学校特別会計法 小川正人 大学の
運営に関する臨時措置法 孫田真二 給付特別措置法・人材
確保法 佐藤修司 日本育英会法 高津芳樹 日本体育・
学校健康センター法 喜多明人 生涯学習振興法 森部英生
宗教法人法 山口和孝 自治体条例 大島佳代子 振興
法令のない教育制度 下村哲夫
戦後教育立法史年表 本多正人

教育基本法50年 これまでとこれから
教育基本法の理念と目的（上） 平原春好

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
☎102 電話03-3234-4641

喪失（花伝社）は、個人およびNGOから提出された合計一三二の報告書をもとに作成されている。その特徴の一つは、表題にもあるように、メインストーリーに「子どもたちにも『子ども期の喪失』という重大な問題があることを指摘している点である。子どもの人権連・反差別国際連動日本委員会『子どもの権利条約日本の課題95（労働教育センター）』は、条約実施についてとくに問題になっている九五の課題を選び、現状・問題点・課題等を簡潔にまとめている。

いずれのレポートも条約の効果的な実施にむけての提言を含んでおり、何をなすべきか等について示唆を与えてくれる。